

# 豊橋市販路開拓支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この交付要領は、豊橋市販路開拓支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき運用にあたり必要な事項を定める。

(補助対象外経費)

第2条 要綱第4条第1項中別表第1中に規定する補助対象経費には、小間使用料以外の次に掲げるものは含まないものとする。

電気使用料、保険料、廃棄費、ブースを装飾するためのレンタル備品代、通訳に要した費用、ウェブコンテンツや動画の作成費、宿泊費、航空賃等
--

(申請時に添付する書類)

第3条 要綱第5条中申請時に添付する書類は、次に掲げる書類で要件を満たすものとする。

- (1) 展示会等への出展状況が分かる写真等において、展示会等の開催期間が終了していることにより、写真の提出が困難な場合などは、出展したことが分かる書類
- (2) 経費の支払等を証明する書類の写しにおいて、主催者等に「国内で開催される展示会等」と「オンラインで開催される展示会等」の費用を一括で支払っている場合は、それぞれの支払額が分かる書類

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。